

番 号 : 160048

国 名 : タンザニア

担当部署 : 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ 第二チーム

案件名 : ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト 詳細計画策定調査 (都市計画/土地利用/GIS)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 都市計画/土地利用/GIS
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年4月中旬から2016年5月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 15日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 3月23日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	都市計画に係る各種調査
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ダルエスサラームはタンザニア連合共和国で最も人口が多く、経済、商業の中心的機能を担っている。JICAは2008年に「ダルエスサラーム総合都市交通体系策定調査」（以下、「前M/P」という。）を実施し、2030年を目標年次とする都市交通マスタープラン策定した。

ここで提案された多くの事業が実施されており、キルワ道路の拡幅（日本、無償資金協力）、ニューバガモヨ道路の拡幅（日本、無償資金協力）、ネルソンマンデラ道路の拡幅（EU）、BRTフェーズ1の建設（世界銀行）、キガンボーニ橋の建設（社会保障ファンド資金）等が進められ、前M/Pの成果が出ている。

しかしながら、ダルエスサラームの人口の増加は著しく、前M/Pで2018年頃に430万人と予測したが、2012年の人口センサスで430万人に到達しており、当時の予測を大きく上回るペースであり、2030年には1,000万人に達すると予測されている。また、自家用車の台数は8万台（2007年）から20万台に達していると推計され、MPの予測（8.4%）を大きく上回る年率（14%）で増加している。さらに、都市内人口の増加に呼応し、都市内では高層ビルの建設ラッシュが起これ、今後市内の交通流動が著しく変化する可能性がある。運輸省（当時）は2011年から一部区間で都市鉄道の試験的導入を始めており、新たな交通モードに関する動きもみられる。

これらの変化に加え、前M/P策定後の2012年には、土地住宅省が土地利用計画案を作成している。急激に人口が増加しているダルエスサラームでは、土地利用計画と都市交通マスタープランの整合性を図ることが課題になっている。

かかる状況下、タンザニア政府は、変化が著しいダルエスサラームにおける都市交通マスタープランの改訂にかかる支援を要請した。

これを受けてJICAは、タンザニア政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、本体プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者やJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。本業務従事者は都市交通計画団員及び環境社会配慮団員とともに調査を行うこととする。現地調査期間中（JICA団員現地到着時）には、JICA団員に対し中間報告を行うとともに、本プロジェクトの協力の方向性についてJICAと協議を行う。協議を踏まえて調査後半に更なる情報収集及び相手国政府との協議を行い、帰国後に担当分野の報告書（案）を作成する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016年4月中旬）

- ①要請背景・内容を要請書、関連報告書等から把握する。
- ②担当分野に係る関連既存資料・情報をレビューする。特に、世界銀行の支援で土地住宅省が2012年に作成したマスタープラン案（Dar es Salaam Master Plan 2012-2032）のレビュー、分析を行う。
- ③担当分野に係る我が国及びドナーの協力状況・成果をレビューする。
- ④担当分野に係る調査重点項目の整理、調査工程、調査手法を検討し、説明資料（案）を作成する。
- ⑤担当分野にかかる対処方針(案)を検討する。
- ⑥担当分野について、現地で収集すべき情報を検討し、関係機関に対する質問票（英文）を作成する。
- ⑦他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ⑧対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2016年4月中旬～4月下旬）

- ①JICAタンザニア事務所との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ②担当分野に係る資料・情報収集及び現地踏査により、現状把握と課題の整理を行う。想定される調査項目は次のとおり。これ以外に調査すべき項目がある場合は、プロポーザルにて提案すること。なお、調査対象地域はダルエスサラーム市を中心とし、その周辺の都市圏に関する情報も収集することとする。
- (ア) 都市計画
- A) アフリカ地域及びタンザニア国におけるダルエスサラーム市／都市圏の位置づけ、国土における人口の一極集中化に対する先方政府の方針
 - B) タンザニア国及びダルエスサラーム市／都市圏の都市計画に係る法・制度体系、実施体制（組織、予算、人員及び能力等）
 - C) ダルエスサラーム市／都市圏の都市開発に係る政策・計画、将来1,000万人都市になることへの対応方針
 - D) ダルエスサラーム市／都市圏の主要な都市開発事業・プロジェクト（概要、実績、進捗、計画等）
 - E) ダルエスサラーム市／都市圏の土地利用状況、市街化状況・範囲、土地所有形態都市開発計画の策定・承認プロセス及び策定・承認にかかる関連機関
 - F) 他ドナーの関連分野への支援状況（概要、実績、進捗、計画等）
 - G) 外国企業を含む民間企業の（都市計画/都市開発に関する）大規模開発事業の状況及び関心事項
- (イ) 土地利用
- A) ダルエスサラーム市／都市圏の土地利用計画の策定状況・承認プロセス
 - B) 土地利用計画に関する市、ミニシパリティ等関係機関の動向
 - C) 土地利用計画、用途地域（ゾーニング）、市街化促進区域に関する法制度
 - D) 他ドナーの関連分野への支援状況（概要、実績、進捗、計画等）
 - E) 土地住宅省により策定中の土地利用計画案に関する情報の収集・分析
 - F) プロジェクトで取り扱う土地利用計画の内容、範囲、策定方法の検討
- (ウ) GIS
- A) 基礎データ（地形図等の基本図面、各種統計、地図情報関連データ、GISデータ等）の整備状況
 - B) ダルエスサラーム市／都市圏の都市開発関連機関のデジタル地形図、GIS活用状況
 - C) ダルエスサラーム市／都市圏の都市開発関連機関のGISの運用能力（GIS活用に携わる技術者の人数・能力水準、予算等）
 - D) ダルエスサラーム市／都市圏の都市開発関連機関が有するGIS関連の資機材（ソフト含む）の内容及び状態
 - E) 他ドナーによる関連分野（地理情報整備等）の支援状況
- ③前工程までの調査結果を踏まえ、他の調査団員とも協力しながら担当分野におけるプロジェクトの内容を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
- (ア) ダルエスサラーム都市圏／市の都市開発全体のレビューと都市開発計画策定ニーズ
 - (イ) ダルエスサラーム市の都市開発における優先政策、優先セクター・課題
 - (ウ) 計画策定対象地域、目標年次、実施体制
 - (エ) 実施手段（調査工程、団員構成、規模等）
 - (オ) 民間セクター、他ドナー等との連携可能性
 - (カ) 計画策定に使用する地形図、GISデータの仕様、入手方法
 - (キ) プロジェクト実施に要する資機材（種類、数量、仕様、概算額、調達先等）
 - (ク) 実施機関の能力開発の必要性、内容
 - (ケ) プロジェクト実施における留意事項
 - (コ) プロジェクトの実施、開発効果の発現を担保するための外部要因
- ④上記の検討結果を中間報告（和文）案として作成し、都市交通計画団員に提出するとともに、同団員による中間報告書（和文）の取りまとめに協力する。また、JICA団員に担当部

分の調査内容を説明（中間報告）する。

- ⑤JICA団員とともにタンザニア側関係機関との現地協議に参加し、M/M案、R/D案（いずれも英文）の作成に協力する。
- ⑧担当分野にかかる本体プロジェクトで再委託が想定される業務内容を検討し、現地再委託のTOR案を作成するとともにローカルコンサルタントに関する情報を収集する（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価実績など）。
- ⑨担当分野に係る議事録・面談録、及び収集資料リストを作成する。また、都市交通計画団員による収集資料リストのとりまとめに協力する。
- ⑩担当分野に係る現地調査結果をJICAタンザニア事務所に報告する。

（3）帰国後整理期間（2016年5月上旬）

- ①収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。
- ②担当分野に係る本プロジェクトの内容（実施手法、規模、留意点等）にかかる提言を行う。
- ③事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ④帰国報告会、国内打合せに出席するとともに担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成し、都市交通計画団員に提出するとともに、同団員による報告書（案）の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書の提出も含みます）。

航空経路は、成田／羽田⇒ドバイ／ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ／ドーハ⇒成田／羽田を標準とします。渡航日時は4月16日夜便を予定しています。

（2）直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2016年4月16日～4月30日を予定しています。

本業務従事者及び他コンサルタント団員は、JICAの調査団員に先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者及び他コンサルタント団員のみで現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 都市交通計画（コンサルタント）

エ) 都市計画/土地利用/GIS（コンサルタント）

オ) 環境社会配慮（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
必要に応じてアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・タンザニア国 ダルエスサラーム総合都市交通体系策定調査最終報告書 要約
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000176264.html>
- ・タンザニア国 ダルエスサラーム総合都市交通体系策定調査最終報告書 (英文)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000176266.html>
- ・タンザニア連合共和国 ダルエスサラーム総合都市交通体系策定調査事前調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000171831.html>
- ・タンザニア連合共和国 ダルエスサラーム都市交通改善能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257054.html>

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所 (及び支所) と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上